

売却区分番号	1060-1		
見積価額	¥4,963,000	公売保証金	¥500,000
財産の表示	所在 大阪府羽曳野市野々上一丁目 地番 135番30 地目 宅地 地積 86.24 m ²		
	以上登記簿による表示		
公法上の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 150% 宅地造成等工事規制区域 南部大阪都市景観地区 古市古墳群周辺景観地区 古墳群周辺地区		
接道状況	公売財産は、北側で幅員約4メートルの舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号該当）にほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約5.4メートル、奥行き約14.5～16.3メートルの不整形な画地であり、地勢はほぼ平たんである。		
使用状況等	公売財産は、令和7年10月現在、第三者に事務所及び駐車場として利用されており、第三者の申立てによると、利用権原は使用貸借である。		
管理状況等	一		
特記事項	公売財産には、簡易建物及び物置が存在する。		
住居表示等	大阪府羽曳野市野々上一丁目135番30		
最寄駅等	近畿日本鉄道 南大阪線 藤井寺駅 南方約1.3キロメートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。 2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うことになります。 5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 6 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。 9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）が		

売却区分番号	1060-1		
見積価額	¥4,963,000	公売保証金	¥500,000
	あるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

売却区分番号

1060-1



前135-15 後新

地番 /135-15, 135-27 ~ 135-33

地積測量図

S.43.10.18

土地の所在 羽曳野市野々上 1丁目

昭和 43 年 10 月 13 日 作製年月日



壳却区分番号

1060-1

